

検事 押収資料改ざんか

郵便不正見立て通り

F D内文書日付変更

郵便割引制度をめぐる偽の証明書発行事件(II)で、大阪地検特捜部が証拠品として押収したフロッピーディスク(FD)が改ざんされた疑いがあることが朝日新聞の取材でわかった。取材を受けた地検側が事件の捜査現場を指揮した主任検事(43)から事情を聞いたと(II)、「黙って書き換えてしまった」と説明したという。しかし、検察関係者は取材に対し「主任検事が部同僚に『捜査の見立てに合うようにデータを変えた』と話した」としている。検察総局は21日以降、本格調査に乗り出す。(板橋洋佳)II 26・27面に関係記事

朝日新聞が入手した特捜部の捜査報告書などによると、FDは昨年5月26日、厚生労働省元局長の村木厚子氏(54)II一審・無罪判決IIの元部下の上村勉被告(41)II虚偽有印公文書作成・同行使罪で公判中IIの自宅から押収された。

主任「遊んでいて操作誤った」

主任検事が大阪地検側の聴取に対して説明した主な内容は次の通り。

上村被告宅から押収したFDを返す直前、被告がデータを改ざんしていないか確認した。その際、私用のパソコンでダウンロードしたソフトを使った。改ざんは見あたらなかったため、そのソフトを使ってFDの更新日時データを書き換えて遊んでいた。USBメモリーにコピーして操作していたつもりだったが、FD本体のデータが変わってしまった可能性がある。FDはそのまま返却した。

弁護側「証拠隠滅罪の可能性」

村木厚子氏の主任弁護士・弘中惇一郎弁護士の話 同じ法曹界の人間として、恐ろしく、怒りも覚える。証拠品を変造する行為は証拠隠滅罪にあたる可能性がある。原因の究明は検察だけに委ねるのではなく、政府が特別チームをつくるなど外部で検証するべきだ。

FD内には、実体のない障害者団体が郵便割引制度の適用を受けるため、上村被告が2004年6月に発行したとされる偽の証明書や文書の作成日時などに関するデータが入っていた。特捜部は証明書の文書の最終的な更新日時を

「04年6月1日午前1時20分06秒」とする捜査報告書を作成。FDは押収の約2カ月後にあたる7月16日付で上村被告側に返却され、村木氏らの公判には証拠提出されなかった。

朝日新聞が今夏、上村被告の弁護士に承諾を得てFDの記録を確認したところ、証明書の文書の最終的な更新日時が「04年6月8日午後9時10分56秒」で、特捜部が捜査報告書に記した最終更新日時と食い違つことが分かった。このため、朝日新聞が大手情報セキュリティ会社(東京)にFDの解析を依頼。本来は「6月1日」であるべき最終更新日時が「6月8日」と書き換えられていた。その書き換えは昨年7月13日午後だったことも判明。この日はFDを上村被告側に返す3日前だった。

また、他のデータについては上村被告が厚労省の管理するパソコンで操作したことを示していたが、最終更新日時だけが別のパソコンと専用ソフトを使って変えられた疑いがあることも確認された。検

郵便不正事件

障害者団体向けの郵便割引制度を悪用し、実体のない団体名義で企業広告が格安で大量発送された事件。捜査の過程で、自称障害者団体を同制度の適用団体と認める偽の証明書が厚生労働省から発行されたことが発覚。大阪地検特捜部は発行に関与したとして、同省元局長の村木厚子氏らを逮捕・再逮捕した。村木氏の公判では、同氏の関与を捜査段階で認めたことされる元部下らの供述調書が大規模に「検事が誘導して作成」と判断されるなど、さまざまな捜査手法が明らかだ。村木氏は今月10日の判決で無罪を言い渡され、検察側は控訴断念の方向で検討している。

検幹部の聴取に対し、主任検事は「上村被告によるFDデータの改ざんの有無を確認するために専用ソフトを使用」と説明したとされるが、同社の担当者によると、このソフトはデータを書き換える際に使われるもので、改ざん

の有無をチェックする機能はないという。

特捜部は捜査の過程で、上村被告の捜査段階の供述などを根拠に「村木氏による上村被告への証明書発行の指示は『6月上旬』」とみていた。だが、証明書の文書データが入ったFD内の最終更新日時が6月1日未明と判明。村木氏の指示が5月31日以前でなければ同氏の関与が裏付けられず、最終更新日時が6月8日であれば上村被告の供述とつじつまが合う状況だった。

朝日新聞の取材に応じた検察関係者は「主任検事から今年2月ごろ、村木から上村への指示が6月上旬との見立てに合うよう、インターネット上から専用のソフトをダウンロードして最終更新日時を改ざんした」と聞いた」と説明。FDの解析結果とほぼ一致する証言をしている。